

中国税務速報

2022年6月17日

1. 人事社会保障部 2022 年第 31 号 社会保険料の段階的な納付猶予政策の実施範囲の拡大等

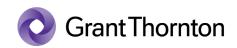
公告の主な内容は以下の通りです。

- ① 納付猶予政策の実施対象となる業界の範囲を拡大します。飲食業、小売業、観光業、民間航空業、高速道路・水路・鉄道輸送業等の特別困難業種に対する、3項目の社会保険料の段階的な納付猶予政策の実施を踏まえ、サプライチェーンが新型コロナウィルスの流行から大きな影響を受け、生産運営が困難な企業を中心に、さらに実施対象の範囲を拡大します(具体的な業種一覧は別紙)。実施対象となる業種に属する困窮企業は、3項目の社会保険料の会社負担につき納付猶予を申請することが可能となります。養老保険料の納付猶予の実施期間は2022年末まで、労災保険、失業保険の猶予期間は最長1年間となります。既存の5つの業種の養老保険の納付猶予についても2022年末まで延長されます。なお納付猶予期間においては、滞納金は発生しません。
- ② 新型コロナウィルスの流行で大きな影響を受け、生産運営が困難な中小企業・零細企業等について、納付猶予政策の実施対象とします。新型コロナウィルスの影響が深刻な地域で、生産運営が一時的に困難となったすべての中小企業・零細企業・個人事業主は、3項目の社会保険料の会社負担につき納付猶予を申請することが可能となります。納付猶予実施期間は2022年末までとなります。なお納付猶予期間においては、滞納金は発生しません。企業従業員基本養老保険料に加入する事業単位または社会団体、基金、社会サービス機構、弁護士事務所、会計士事務所等の社会組織に対しても同様に実施します。
- ③ 雇用の安定に向けた雇用保険の役割をさらに発揮します。具体的には、大型企業の雇用安定還付率を30%から50%まで引き上げます。就職維持訓練補助金範囲についても拡大し、中高リスク地区における中小企業・零細企業に限らず、大型企業についても対象に追加します。また各省(自治区、直轄市を含む)は、新型コロナウィルスの影響の程度及び社会保険料の残高状況を鑑みながら、中高リスクでない地区における飲食、小売、観光業、民間航空業、高速道路・水路・鉄道輸送業等5業種に属する企業を対象に追加することが可能となります。上記2つの政策の実施要件及び実施期間は「失業保険料による雇用安定と技能向上に関する通知」(人事社会保障部 [2022]23号)と同一となります。また大学新卒者を採用し労働契約を締結した企業に対しては、失業保険に加入することを前提に、1人当たり1,500元超えない一時的な雇用拡大補助金を支給します。具体的な補助額は各省が決定します。但し、一括雇用補助政策の適用を同時に受けることはできません。実施期間は2022年末までです。

http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5175763/content.html

2. 財政部 国家税務総局 2022 年第19号 増値税期末繰越税額の還付政策の強化に関する公告

- ① 大型企業の増値税期末繰越税額については、早期に還付されることとなります。「財政部、税務総局 増値税の期末繰越税額還付の更なる実施」(以下、2022 第 14 号公告という)の第 2 条第 2 項の「条件に合致する製造業その他の業界に属する大型企業は、2022 年 10 月度の納税申告期から主管税務機関に対し一括して既存繰越税額の還付を申請することができる」から、「条件に合致する製造業その他の業界に属する大企業は、2022 年 6 月度の納税申告期から主管税務機関に対し一括して既存繰越税額の還付を申請することができる」へと変更しています。これによって 2022 年 6 月末までに、納税者が自ら申請することで、大型企業のこれまでの繰越税額に関しても集中的に還付されることとなります。
- ② 2022 年公告第 14 号、「増値税の期末繰越税額還付政策の更なる実施に関する公告」(財政部 国家税務総局公告 2022 年第 17 号)及び本公告の関連要求に従い、引き続き期末繰越税額還付を強 化し、小型零細企業及び個人事業者に対する繰越税額の処理を更に迅速に取り扱うとともに、関連



サポートを拡大し、納税者が自ら申請することで、2022 年 6 月末までに集中的な還付政策を積極的に実施することを目指します。同時に、還付リスクを厳しく取り締まり、脱税行為については厳正に処分し、繰越税額の還付を迅速・正確・確実・適切に行うことを確保します。

http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n377/c5174777/content.html

3. 財政部 国家税務総局 2022 年第 20 号 一部車両に係る自動車購入税の軽減に関する公告

- ① 2022 年 6 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までに購入し、車両本体価格(増値税を除く)が 30 万元以下、または排気量 2.0L 以下の車両に対する自動車購入税を 50%減免するものとします。
- ② 本公告の乗用車とは、主として旅客及びその同伴者並びに一時財の運送のために設計、製造及び技術上の特徴を有する自動車で、運転席を含めて最大9席のものをいいます。
 - ③ 本公告でいう1台の自動車の価格を、自動車購入税の課税価格とします。
- ④ 乗用車の購入日は、自動車統一販売発票や特別関税納付書などの有効書類の発行日に応じて決定されます。
- ⑤ 乗用車の排気量及び定員は、「中華人民共和国自動車完成車工場出荷合格証」の電子情報又は輸入自動車の「自動車電子情報シート」の電子情報に記載されている排気量及び定員(人数)により決定されます。

http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n371/c5175746/content.html